インバウンド対策誘客促進事業業務仕様書

1. 業務名

　インバウンド対策誘客促進事業業務

1. 目的

　本業務は、西郷村の魅力を海外に発信し、本村への誘客を促進することで、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会の形成を目指すためのＰＲ活動を行う。

1. 履行機関

　契約締結日から令和8年3月13日まで

1. 事業内容

（１）概要

　西郷村の観光資源を海外からの誘客に繋げるためのＰＲイベントや情報発信等を実施する。

（２）ターゲット

　日本に旅行したいと思っている台湾在住者

（３）業務内容

ア　台湾でのイベント出展

台湾で開催される観光イベントに１回以上出展すること。パンフレッ

ト等は村が提供するが、それ以外の出展に係る業務は全て受託者が行

う。また、ブース装飾や荷物発送等に係る経費も受託者が負担するこ

と。

イ　旅行会社へのセールスコール

現地旅行会社へのセールスコールを行う。６社程度に対し、アポイン

ト業務、通訳業務を行うこと。

ウ　ＦＡＭツアー

現地旅行会社の商品造成担当者を西郷村へ招き、２泊程度で村内の観

光施設を案内する。また、ツアー実施後はアンケート調査を実施する

こと。

　　　　　エ　ア～ウの事業実施後に、報告書を提出すること。なお、報告書には今

　　　　　　　後に西郷村へのインバウンド誘客に向けた提言を含めるものとする。

　5　　仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じ

　　　た場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものにつ

　　　いては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あ

らかじめ村と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた

場合は、必要に応じて、村と受託者が協議して定める。

6　　その他

(1)業務遂行にあたり発生した疑義については、西郷村と受託者で協議の上、適切に

実施すること。

(2)西郷村が所有する写真、その他資料等が必要となった場合は、可能な限り貸出

し、閲覧等の提供を行う。

(3)受託者は、業務期間はもとより作成業務期間終了後も、当該業務で知り得た機

密、個人情報等について厳守すること。